



雪へダイブ！ 雪中かるたとり

昨年10月に設立した子ども対象の総合型地域スポーツクラブ「びふかスポーツクラブKids」が、子どもたちの体力向上や雪に親しむことなどを目的に、美深スキー場で雪中かるたなど冬の屋外競技を行いました。参加した小学生たちは、雪にも負けず元気いっぱい。めざす札に飛び込んで札数を競いあっていました。（2月24日）

BIFUKA 2007
（平成19年） **4**

●まちの動き（2月末現在）

人口／5,459人（－9）・世帯数／2,442世帯（－4）

ホームページアドレス

<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>



資源を大切に—この広報誌は再生紙を使用しています。

美 北 全
海 日 日
深 道 本
町 ス ス
長 キ キ
杯 ー ー
長 選 選
手 手
杯 権 権

エアリアル大会が開催



▲開会式で選手宣誓をする南隆徳選手



▲激励に訪れた文科省の遠藤利明副大臣



▲トップアスリートたちによる華麗な演技の数々は観客たちを魅了していました



▲子どもたちも見事な演技を披露

▲演技後、町民たちとふれあう一幕も

フリースタイル・スキー競技エアリアル種目の全日本選手権、北海道スキー選手権、美深町長杯が3月17日と18日の両日、美深スキー場のエアリアル専用コースで開催され、訪れた観客たちは、国内外で活躍する選手による華麗な空中演技の数々に大興奮でした。

また、今年は、各大会に美深町のエアリアルチーム「ビフカ・エアフォース」から選手4名が出場。唯一の地元選手である美深高校の2年生、南隆徳さん(吉野)は、北海道選手権で5位、全日本選手権で6位に入賞する大健闘をみせ、観客たちをわかせていました。

このほか、特設ミニジャンプ台を使用して行われた美深町長杯ジュニアの部では、地元からたくさん子どもたちが出場。堂々と演技を披露する子どもたちに、観客から惜しみない拍手が送られていました。

各大会の成績は、「生涯学習だより」をご覧ください。



幼児センター建設工事が始まります

平成20年度に幼稚園と保育所の幼保一元化を実施します

これまで、幼保合同行事や保育交流の実施など、「幼保一元化」に向けた体制の整備や施設の接続などについて準備を進めてきました。雪解けを待って、両施設を連結するための改修工事が本格的に始まりますので、工事の概要などについてお知らせします。

幼保一元化の目的

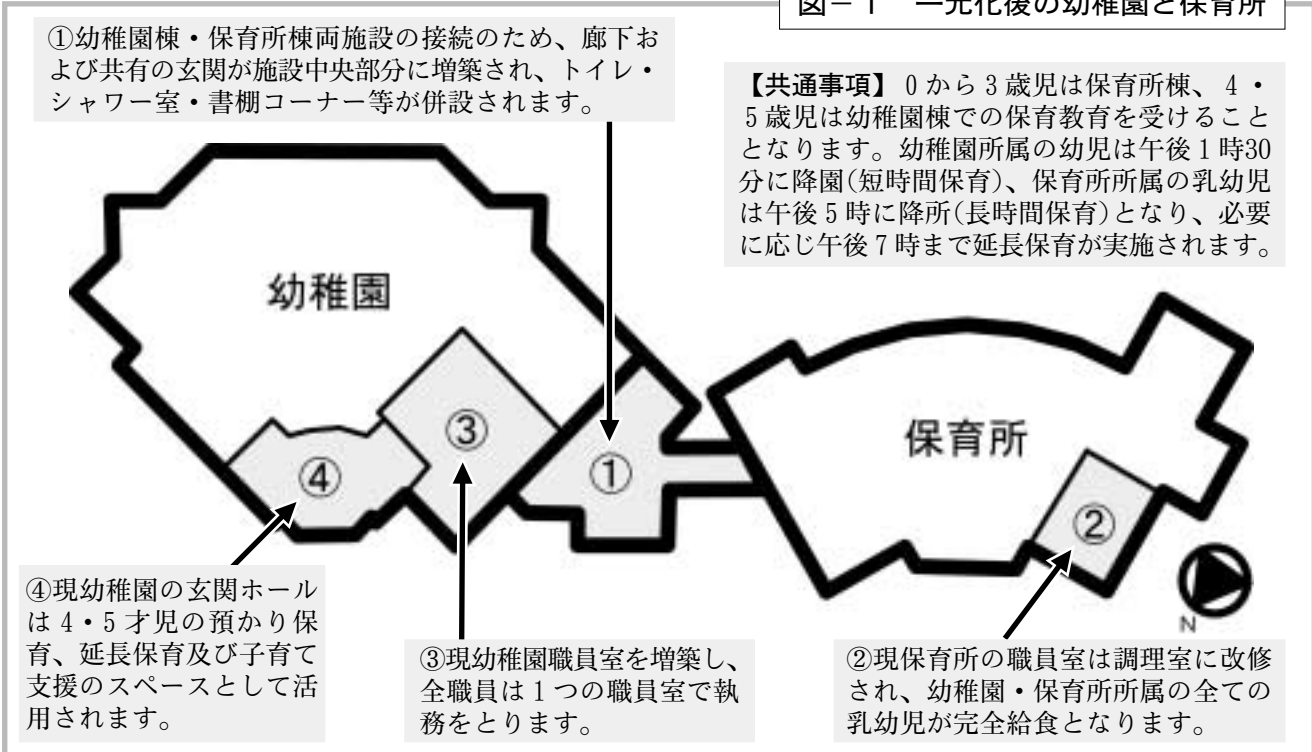
少子化の影響などで、幼児数の減少が進む中、保育所と幼稚園での「保育」の効率化を図ることを目的としています。

一元化によって、幼稚園・保育所施設の一体化や職員の保育体制を充実させるとともに、働く親への子育て支援や小学校就学前の子どもたちが一貫した幼児教育や保育を受けることができます。

改修工事の概要

改修工事の概要は、下図(図-1)のとおりです。完成は平成20年2月末を予定しています。

図-1 一元化後の幼稚園と保育所



平成19年度の予算が決まりました

美深町総予算額 63億円

平成19年度の予算が
3月の定例町議会において
承認されました。
広報びふかでは毎年4月号で
新年度予算についてお知らせし
1年間に行う事業を紹介しています。
別冊の「今年のまちの仕事」と
あわせてご覧ください。

平成19年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の予算総額は63億3,632万円となりました。昨年度と比較して3億9,298万円の減少となっております。

これは、本年度町長選挙を控えているため、政策的な予算は盛り込まれない骨格予算（骨格予算とは、人件費・公債費などの義務的経費と物件費・補助費等の經常経費を中心とした予算）

美深町の全体予算

となつていくことと、行財政改革に基づき經常経費等の節減に努めた予算編成となっております。

一般会計を中心にその内容をご説明します。

一般会計予算の内訳

町の予算全体の約62%を占め、まちづくりの基本的な経費が中心として計上されるのが一般会計です。

平成19年度の予算額は39億5,000万円。前年度と比較して2億6,000万円の減少となっております。

平成19年度 予算概要総括表

会計区分	平成19年度	平成18年度	増減	前年比 (%)		
一般会計	39億5,000万円	42億1,000万円	▲2億6,000万円	93.8		
特別会計	国保会計	7億9,998万円	6億4,714万円	1億5,284万円	123.6	
	老人保健会計	7億2,391万円	7億6,749万円	▲4,358万円	94.3	
	介護保険会計	保険事業 勘定	4億4,394万円	4億3,600万円	794万円	101.8
		介護サービス 事業勘定	0万円	2億3,093万円	▲2億3,093万円	0.0
	簡易水道会計	3,745万円	4,120万円	▲375万円	90.9	
	下水道会計	2億4,177万円	2億4,276万円	▲99万円	99.6	
水道事業会計	収益的	収入	9,324万円	9,664万円	▲340万円	96.5
		支出	7,325万円	7,597万円	▲272万円	96.4
	資本的	収入	752万円	725万円	27万円	103.7
		支出	6,602万円	7,781万円	▲1,179万円	84.8
	計	1億3,927万円	1億5,378万円	▲1,451万円	90.6	
合計	63億3,632万円	67億2,930万円	▲3億9,298万円	94.2		

歳入

科 目	平成19年度 予算額 (A)	平成18年度 予算額 (B)	比 較 (A)-(B)
① 町 税	4億 167万円	3億6,339万円	3,828万円
② 地方譲与税	1億2,710万円	1億7,100万円	▲4,390万円
③ 利子割交付金	120万円	180万円	▲60万円
④ 配当割交付金	40万円	40万円	0万円
⑤ 株式等譲渡所得割交付金	20万円	10万円	10万円
⑥ 地方消費税交付金	5,900万円	5,550万円	350万円
⑦ 自動車取得税	3,950万円	3,490万円	460万円
⑧ 地方特例交付金	350万円	1,010万円	▲660万円
⑨ 地方交付税	26億2,800万円	25億 900万円	1億1,900万円
⑩ 交通安全対策	130万円	140万円	▲10万円
⑪ 分担金及び負担金	2,391万円	3,131万円	▲ 740万円
⑫ 使用料及び手数料	8,747万円	9,338万円	▲ 591万円
⑬ 国庫支出金	9,413万円	1億9,833万円	▲1億0,420万円
⑭ 道 支 出 金	1億2,019万円	1億4,566万円	▲ 2,547万円
⑮ 財 産 収 入	3,370万円	3,202万円	168万円
⑯ 寄 付 金	0万円	0千円	0万円
⑰ 繰 入 金	2,390万円	1億8,210万円	▲1億5,820万円
⑱ 繰 越 金	3,000万円	3,000万円	0万円
⑲ 諸 収 入	5,733万円	6,291万円	▲558万円
⑳ 町 債	2億1,750万円	2億8,670万円	▲6,920万円
歳入合計	39億5,000万円	42億1,000万円	▲2億6,000万円

左の歳入の表をご覧ください。歳入全体の約66%を占める⑨地方交付税については、予算額では1億1、900万円の増加となっています。しかし、実際は行政改革等による行政努力により、平成18年度の交付実績は、予算額より約2億7、000万円増加したので、その交付実績と平成19年度予算を比較すると約1億5、200万円の減少となっています。歳入の半分以上を

依存している美深町にとって、大変厳しい状況に変わりはありません。また、貯金を取り崩して歳入とする⑰繰入金については、骨格予算編成のため、目的基金の取り崩しのみにとどめ昨年度より1億5、820万円少ない2、390万円となりました。さらに、⑳町債(借金)については、交付税の振替措置である臨時財政対策債と公共事業の減少により前年度より6、920万円減少しました。

歳出

平成19年度 美深町予算

一般会計の項目別内訳

科 目	平成19年度 予算額 (A)	平成18年度 予算額 (B)	比 較 (A)-(B)
① 議 会 費	5,543万円	6,348万円	▲805万円
② 総 務 費	1億5,952万円	1億5,842万円	110万円
③ 民 生 費	4億6,421万円	5億 259万円	▲3,838万円
④ 衛 生 費	3億2,894万円	3億3,382万円	▲488万円
⑤ 労 働 費	1,106万円	1,107万円	▲1万円
⑥ 農 林 産 業 費	1億2,199万円	1億8,861万円	▲6,662万円
⑦ 商 工 費	1億1,360万円	1億8,856万円	▲7,496万円
⑧ 土 木 費	3億3,406万円	4億5,969万円	▲1億2,563万円
⑨ 消 防 費	1億9,881万円	1億9,167万円	714万円
⑩ 教 育 費	3億4,944万円	2億9,666万円	5,278万円
⑪ 災 害 復 旧 費	108万円	202万円	▲94万円
⑫ 公 債 費	9億3,533万円	10億2,074万円	▲8,541万円
⑬ 職 員 給 与 費	8億7,103万円	7億8,717万円	8,386万円
⑭ 予 備 費	550万円	550万円	0万円
歳出合計	39億5,000万円	42億1,000万円	▲2億6,000万円

大きく増減した項目についてご説明します。減少した項目では、借金の返済金にあたる⑫公債費が、前年度より8、541万円減少しました。償還のピークは過ぎ今後は減少に転ずることになります。

⑥農林産業費、⑦商工費、

⑩土木費については、土地改良事業、公営住宅建設、道路改良事業など各種工事業が減少したことにより前年度に比べ、大きく減少しました。また、増加した項目では⑩教育費が幼児センター建設工事により増加しました。⑬職員給与費は、前年度と比べ大幅に増加しましたが、これは、特別養護老人ホームの民間移管に伴い退職する職員などの退職手当組合負担金が臨時的に増加したことによるものです。

予算全体では、前年度と比較すると、政策的な予算が当初の段階では盛り込まれていない分、全体的に減少しております。本年度も、厳しい状況の中での予算編成となりましたが、さらに一層の経費の節減に努め、事務事業の効率化を進めていきます。主な事業の概要については、別冊の「今年のまちの仕事」に、町長の予算編成方針、教育長の教育行政執行方針とあわせて掲載しておりますのでご覧ください。

美深町公債費負担適正化計画を策定

本年度から地方債許可制度が協議制度に移行し、従来の「起債制限比率」にかわって、「実質公債費比率」という新しい比率で起債制限などが行なわれることになりました。起債制限とは、財政状況が悪化している地方公共団体に対して早期是正を促すための措置で、「実質公債費比率」が18%以上となった市町村は、引き続き地方債の発行には許可が必要となります。

美深町では、18年度の実質公債費比率が18.4%（平成15～17年度までの3カ年平均値）となり、引き続き許可団体となります。このことを受け、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に行うための「美深町公債費負担適正化計画」を策定しました。

地方債等の見直し内容を示した公債費負担適正化計画の概要などについては、次のとおりです。

美深町公債費負担適正化計画（概要）

歳入確保や捻出方法

○歳入確保のため、町税等収納対策推進本部を設置し、町税ほか介護保険料、公営住宅使用料、上下水道料等の徴収率の向上に向け連携強化を図ります。

○使用料・手数料の見直し（平成17年度実施）

歳出削減の内容

○職員数の減（退職不補充等）による人件費の削減。

○補助金等の見直し実施による削減。

○経常経費削減に向け最大限の取り組みを行う。（光熱水費・燃料費の節減、施設維持経費の節減、職員による施設清掃・機械警備の実施等）

今後の地方債発行等に係る方針

過疎・総合計画等の計画

事業について、重点度・優先度などを見極め、事業を抑制しながら交付税措置のある適債事業を発行します。

計画期間中における実質公債費比率の適正管理のための方策

一般財源の確保に努めるとともに、建設事業に係る起債について事業の選択・適債事業の見極めなどを行い借入額の抑制に努めます。

実質公債費比率の見直し

平成18年度まで、公債費が10億円を超えていましたが平成19年度以降10億円を割り年々減少しています。下図に示すとおり、平成18年度と平成20年度の比較では、2億6,500万円（27.6%）の減となり、実質公債費比率も3カ年平均で14.4%となる見通しです。

■問合せ先
役場総務課財務グループ
TEL 2・1611（内）145

計画策定年度以降の地方債借入予定額及び既往債等に基づく実質公債費負担の将来推計（単位：千円）

	計画策定前年度 (平成17年度)	計画策定年度 (平成18年度)	第2年度 (平成19年度)	第3年度 (平成20年度)	(平成21年度)
計画策定年度翌年度以降の地方債借入予定額			162,200	479,600	
① 公債費充当一般財源等額	980,911	962,048	874,766	696,898	
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額	0	0	0	0	
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0	0	
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	116,370	128,961	153,468	138,598	
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金	2,513	11,321	11,321	11,321	
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	66,598	54,560	50,360	29,880	
⑦ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	594,694	596,832	581,860	497,786	
⑧ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	69,513	64,141	74,491	81,655	
⑨ 標準財政規模	3,393,757	3,503,509	3,488,537	3,404,463	
⑩ 実質公債費比率（単年度）	18.3%	17.4%	15.3%	10.5%	
⑩' 表頭年度の地方債発行に際し用いる実質公債費比率の見込み（3カ年度の平均）		18.4%	18.1%	17.0%	14.4%
計画期間終了次年度の地方債発行の際に用いる実質公債費比率の見込み（3カ年平均）					14.4%

第21回 美深ふるさと冬まつり

ウィンターフェスタ'07

「ウィンターフェスタ'07」が2月25日、運動広場とスキー場を会場に行われました。運動広場では、恒例の雪合戦をはじめ多彩なイベントが催されたほか、スキー場では、アルペンスキー大会やエアリアルチームによる公開練習が行われるなど、会場に訪れた多くの町民たちは、寒さを忘れて冬ならではのイベントを満喫していました。



▲今年も熱戦が繰り広げられた雪合戦大会。男子の部、少年の部あわせて8チームが参加しました



◀冬まつりといえば、雪中むかで競走。息をあわせて、イチ、ニ、イチ、ニ。



▲▶宙返りなど華麗な技を披露したエアリアルの公式練習。



▶今年も子供たちに大人気！スノーモービル体験。



◀親子チューブカーリングは、子どもよりも親の方が真剣です。

▼メイン会場では、滑り台や凧あげなどで遊ぶ子どもたちでいっぱい。楽しそうな声が、会場いっぱいに響いていました。

▼第33回ジュニア・アルペンスキー大会ではたくさんの小中学生が会場。



平成19年4月から入院時の医療費の窓口負担が減ります

**70歳未満の
国保加入者が対象**

これまで、70歳未満の国民健康保険加入者の方が入院したとき、自己負担分（医療費の3割または2割）を全額負担して、あとから申請することで限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されていましたが、平成19年4月からは、役場で「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示することで、入院時に限り、窓口負担が自己負担限度額（図-1）までの支払いで済むこととなります。

**限度額適用認定証の
提示が必要です**

医療費の自己負担限度額は所得区分（図-1）によって異なります。医療機関の窓口で、その所得区分を明らかにするために「限度額適用認定証」が必要になります。

必ず申請してください

「限度額適用認定証」は、役場住民生活課生活環境グループ（国保医療担当）で手続きを行い、交付を受けます。「入院が決まった」または「入院した」ときは、忘れずに認定証の交付を申請してください。

注意 点

○特別な理由がないのに保険税を滞納している方には、認定証は交付されませんので、これまでどおり、医療機関の窓口で医療費の3割（3歳未満は2割）を全額自己負担し、あとから申請して支給を受けることとなります。

一つの世帯内で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、それらを合算して限度額を超えているときも同じです。

図-1 自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を越える世帯
 ※2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給額が4回以上あった場合

○高額療養費の該当になっているときは、今までと同様に役場から通知します。

■問合せ先

役場住民生活課生活環境グループ（国保医療）
 TEL 2・1611
 (内) 123、128

手続きは忘れずに！ 国民健康保険の加入・脱退

**加入の届け出が
遅れると：**

わたしたちは誰もが国民健康保険や職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）のいずれかの医療保険に加入しなければなりません。

国民健康保険の加入や脱退の手続きは皆さんが行うこととなりますので、転入・転出、就職・退職などの際は、忘れずに14日以内に届け出をしましょう。

**脱退の届け出が
遅れると：**

○保険証を返還し忘れて、うっかり国保の保険証で受診してしまうと、国保から給付された分の医療費は、あとで返していただくこととなります。

○職場の健康保険の加入手続き中で保険証がまだ交付されていないときに病院にかかりたいときは、国保の保険証は使わずに、職場に相談してください。

**加入の届け出が
遅れると：**

○会社などを退職したときから国保に加入の届け出をするまでにかかった医療費は、全額自己負担になります。

○保険税は被保険者になった時点（会社などを退職した日の翌日）までさかのぼって納めることとなります。

転入・転出したときは
忘れずに国保の届出を！



■問合せ先

役場住民生活課生活環境グループ（国保医療）
 TEL 2・1611
 (内) 123、128

訂正とお詫び 先月号の「街角カメラトピックス」欄の記事で誤りがありました。訂正し、お詫び申し上げます。
■記事名／牛乳パック回収の収益金を赤十字社へ寄付
■訂正箇所／(誤) 美深高等学校→(正) 美深高等養護学校

街角カメラ

トピックス



世代を越えた交流の機会をつくろうと美深町青少年育成協議会主催の「インドア・フェスタ'07」が文化会館で行われました。今年で4回目を迎えたオセロ大会では、子供から高齢者までみんな真剣に競いあっていました。そのほか食事会や映画会が行われるなど、参加者たちは異世代交流を深めていました。(2月24日)



美深小学校4年生の森林体験学習が敷島地区の同学校林で行われました。児童たちはカンジキを履いての測樹体験(写真)や樹木の伐採を観察するなど、森林や林業、森の恵みなどについて学習を深めていました。(2月27日)



美深町公民館講座の「ヨーガ教室」が文化会館で行われました。初心者でも簡単にできる基本姿勢や呼吸法などの実践指導が行われ、受講者たちは健康維持・増進のため、熱心に取り組んでいました。(2月28日)



ピョン・ジンイル
 コリア・レポート編集長の辺真一さんを講師に招いた町商工会主催の講演会がSUN21で行われました。辺さんは、北朝鮮における核開発と拉致問題などについて熱弁。訪れた多くの町民は熱心に耳を傾けていました。(3月2日)



美深混声合唱団による第7回定期演奏会が文化会館で開催されました。団員たちは日頃からの練習成果を発揮し、訪れた観客たちに混声合唱ならではの美しいハーモニーを聴かせました。(2月18日)

おじゃまします！在宅介護支援センターです！最終回

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすために 4月1日から、地域包括支援センターが開設されます



■手続き・問合せ先

- 地域包括支援センター（保健センター内）TEL 2-2707
- 役場住民生活課保健福祉グループ TEL 2-1611（内線）124

設置場所等

前回もお知らせしたとおり、保健センター内に在宅介護支援センターを設置しておりましたが、4月からこれを廃止し、地域包括支援センターとなります。

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすためには、介護や医療といった個々のサービスだけでなく、地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活を総合的に支えていく体制が必要です。「地域包括支援センター」は、その体制の中核となつて、医療機関やサービス提供事業者、ボランティアなどと協力しながら高齢者の方々のさまざまな相談に対応していきます。

高齢者の
さまざまな相談は
地域包括支援センターへ

図-1 地域包括支援センターの業務

- ① 高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応、支援
- ② 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ③ ケアマネージャーへの支援やネットワークづくり
- ④ 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって高齢者の支援を行います。
主な業務は、次のとおりです。(図-1)

地域包括支援センターは
主にどんなことをするの

地域包括支援センター 一問一答

Q 身体の機能に不安がある「要介護認定」で非該当と認定されたのですが、足腰が弱くなり転びやすいので、何かサービスを受けたい。

A 非該当と認定された場合、介護保険のサービスは受けられませんが介護予防事業が利用できます。地域包括支援センターにご相談ください。

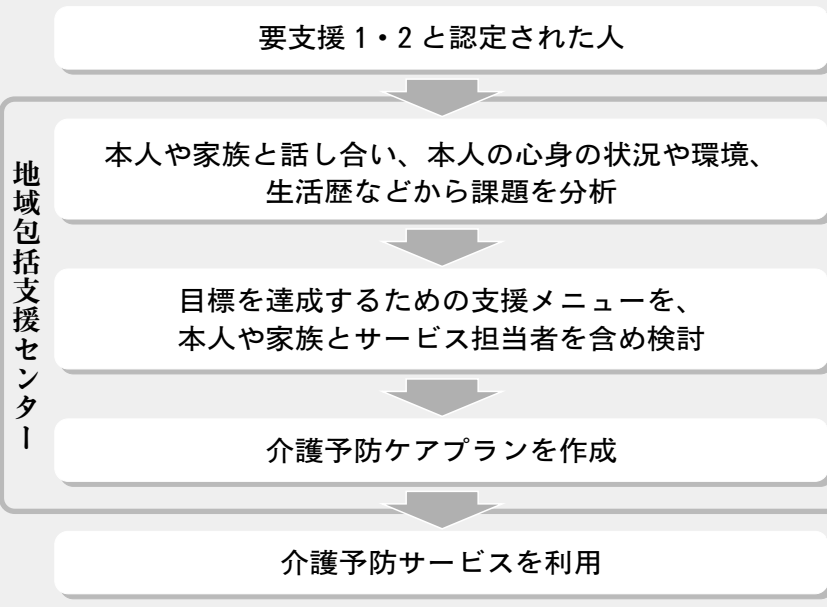
Q 近所の一人暮らしの高齢者が、最近閉じこもりがちで心配です。頼れる身内がいらないようなのですが、あまり口出しもできず、どこに相談してよいかわからないので困っています。

A どこに相談してよいかわからない心配ごとや悩みなどは、まず地域包括支援センターにご相談ください。この場合は、スタッフが一人暮らしの高齢者の家庭を訪問し、解決策を探ります。

Q 要介護認定で、「要支援1」と判定されました。介護予防ケアプランを作りたいのですが、どうすればよいのですか？

A 地域包括支援センターでは保健師を中心に介護予防ケアプランを作成します。まずは、ご連絡ください。介護が必要な状態にならないことを目標に、サービスを検討します。

介護予防ケアプラン作成の流れ



■その他

- サービス事業者に不満があるが直接言いづらい。
- 近所に住む一人暮らしの高齢者が、最近徘徊をしていて心配だ。
- 引越してきたばかりで友人がいないので、地域の高齢者と交流できるサークルなどを教えてほしい。
- さまざまな悩みでもご相談ください。高齢者や地域の住民が住みやすい地域のために、必要な情報やサービス、関係機関を紹介したり、支援を行います。

4月からは従来の介護保険認定の要介護度区分が変わります

「要介護度区分の変更」については、先月お知らせしたとおりですが、今回は要支援1・2と判定された方を利用していただく「新予防給付」の主なサービスについてお知らせします。

新予防給付

■介護予防通所介護

デイ・サービスセンターで、食事・入浴などや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで行われます。

■介護予防訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、利用者が自分でできることが増えるように、食事などの支援を行います。

■介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、利用者が自分で行えることが増えるように、食事などの支援を行います。

■介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームや病院などに短期間入所して、食事や入浴等の介護、リハビリテーション等を受けます。

■その他

介護予防福祉用具貸与、介護予防住宅改修などのサービスがあります。詳細については、地域包括支援センターまで、お問い合わせください。

連載終了のお知らせ

毎月連載しておりました「おじゃまします！」在宅介護支援センターは、今月号をもって終了します。今後は、「地域包括支援センター」として必要に応じて随時掲載してまいります。ご愛読ありがとうございました。(担当)

どのサービスも介護予防サービスは、状態の改善と、悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態が悪化し、介護が必要となってしまったという場合もあります。できることは自分でいい、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい生活をめざすことができるよう介護予防サービスがポイントとなります。



一年に一回は
健康診断を受けましょう

誰でも「健康で長生きをしたい」「病気はしたくない」と思うことでしょう。健康を保つには、まず自分の体の中身・血液の状態

を知ることが大切です。

「痛い・かゆい」などの自覚症状がなくても、ドロドロの血液をしていたのでは、将来、糖尿病や高血圧、脳卒中や心筋梗塞などといった生活習慣病を発症しないとも限りません。

生活習慣病は予防可能な病気です。「気づいたときには大変なことになってしまった」ということのないように、一年に一回は、健康診断を受け、血液の状態をチェックしましょう。

また、平成20年度の医療制度改革では、各医療保険者（国民健康保険や健康保

健康診断の種類

- やんぐ健診
対象者／20歳代の方
内容／血液検査のみ
- せっと健診
対象者／30歳～64歳の方
内容／血液検査
がん検診（胃・肺・大腸）
- お達者健診
対象者／65歳以上の方
内容／血液検査、介護予防のための生活機能評価票のチェック、がん検診
- 各種がん検診
対象者／30歳以上の方
内容／胃、肺、大腸のがん検診
※希望するがん検診のみ受けられます

○ お問合せ先 ○
役場 住民生活課 保健福祉グループ
TEL 2-1611（内線126）

険組合等）が、40歳から74歳の加入者やその家族に対し、生活習慣病に着目した健康診断・保健指導を行なうことが義務付けられました。みんなで一年に一度は、健診を受け、生活習慣病を予防し、健康で長生きをしていきましょう。



健康診断の申込みが始まります

町では皆さんの健康を守る第一歩として、健康診断を行っています。

4月中旬に、20歳以上の方のある世帯へ「健診・がん検診申込書」を送付しますので、ほかで健診を受ける機会のない方は、ぜひ申し込みをしてください。

なお、「乳がん・子宮がん」検診は、近くなりましたら、町内かいらんや広報などで別途お知らせして、申し込みを受け付けます。

年金窓口から

口座振替が 便利でお得です！

国民年金の保険料のお支払い方法に「口座振替だけの割引制度」があることをご存じですか？

- ① 口座振替で、次の3種類
- ② 当月末振替による早割
- ③ 6カ月前納
- ④ 1年前納

のいずれかの方法で支払いますと、最大で年3,550円（1年前納の場合）の割引を受けられます。

口座振替は、現金で納めるよりも割引額が多く、納め忘れや、納付する手間が省け、便利です。ぜひ、この機会にご利用ください。

■ 申込先

各金融機関の窓口または
社会保険事務所

※役場の窓口では、受け付けできません。

■ 申し込み用紙

各金融機関の窓口および
社会保険事務所にあります
が、社会保険庁のホームページ

ジから様式を印刷して郵送で申し込みすることも可能。

■ 申込みに必要なもの
本人の基礎年金番号（年金手帳などにより確認）、
預（貯）金通帳、届出印

■ 問合せ先
旭川社会保険事務所
TEL 0166・26・4481

社会保険事務相談 開設日のお知らせ

平成19年度に社会保険事務所が開設する社会保険事務相談（移動年金相談）の日程が次のとおり決定しました。年金に関することは、お気軽にご相談ください。

- 平成19年6月27日（水）
- 平成19年9月26日（水）
- 平成19年12月19日（水）
- 平成20年3月26日（水）

※名寄市でも毎月2回から4回の日程で社会保険事務相談（年金相談）を行っています。詳しい日程は役場担当までお問い合わせください。

住民生活課
生活環境
グループ
☎2-1611
内線121番

こちら警察署

美深警察署
☎2・1110

春の行楽期にともなう
交通事故の防止

ドライバーの方へ

○雪が融けて道路が走りやすくなり、つい速度を出し過ぎになります。特にカーブや交差点は、安全な速度で通過しましょう。

○飲酒運転は悪質な犯罪です。運転する人は少しの量でもダメです。飲酒運転は絶対にやめましょう。

歩行者の方へ

道路を横断するときは、必ず一旦止まって左右を確かめ、車がないこと、車が止まってくれたことを確認してから横断しましょう。また、「ななめ横断」や「信号無視」は大変危険ですので絶対にしないようにしましょう。

自転車利用者の方へ

○お酒を飲んだり、健康状態が良くないときは乗らな

いようにしましょう。

○傘さし運転や二人乗りは不安定になり大変危険です。絶対にしないでください。

○夜間利用するときは、必ずライトを点灯し、車の運転者にいち早く発見してもらいましょう。



後部座席もシートベルトを着用しましょう

平成18年中の北海道における自動車乗車中の死者197人のうち、シートベルト非着用者は81人(41・1%)です。このうち57人(70・4%)はシートベルトを着用していれば助かった可能性がありますがありました。シートベルトを締めない

で安全な座席はありません。後部座席についてもシートベルトを必ず着用しましょう。

抱っこより、安全安心
チャイルドシート

チャイルドシートは幼児の命を守ります。自動車に乗車している場合、チャイルドシートは、「乳幼児を車外放出から守る」「衝突の衝撃を体の大きな部分で受け止め、腰、背中、肩などの骨格の強い部分に分散する」「室内の突起物や同乗者などへの衝突を防止する」など被害の軽減を図り、幼児の安全を確保することができます。チャイルドシートの正しい取り付けと使用により、幼児を悲惨な交通事故から守りましょう。

安全・安心
チャイルドシート



消防署

だより



春の全道火災予防
運動が始まります

春は暖房機器の取扱いが減り、火災が発生しにくいと思われがちですが、この時期は空気が乾燥しており、小さな火でも取扱いを誤る

と思われぬ大火になる場合があります。火気の取扱いには、十分注意しましょう。「消さないで あなたの心の 注意の火」をスローガンに4月20日から4月30日まで、春の全道火災予防運動がはじまります。美深町においては、引き続き5月31日まで実施します。

運動期間中は、消防指令車にて防火広報を行います。この運動を機に、皆さんご家庭や職場で、今一度、火気設備の点検をお願いします。

住宅防火！命を守る7つのポイント

火災から財産と命を守る7つのポイント「3つの習慣と4つの対策」についてご紹介します。きょうから、ぜひ実践しましょう。

3つの習慣

- ①寝タバコは、絶対にやめる
- ②ストーブの周りに燃えやすい物を置かない
- ③ガスコンロなどの側から離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ⑤寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ⑥火災を初期のうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- ⑦子供やお年寄り、身体の不自由な人を守るために隣近所の協力体制をつくる

問合せ先 / 美深消防署 TEL 2・1136

暮らしのお知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合先へご連絡ください。

役場 (代表)
☎2-1611



郵政記念日
(4月20日)

申告

春は異動の季節です 住所の変更は確実に

春は、大学への進学や就職・転勤などの異動の季節です。

町外からの転入や転出、また町内での転居などがあれば、本人か世帯主(または代理人でも可)が必ず届出ください。

また、国民年金や国民健康保険に加入している人も手続きが必要です。

必要書類などを整理のうえ、お早めに手続きしてください。

■転入届

転入した日から14日以内に、「転出証明書」を添えて届出てください。

■転出届

町外へ住所を移すときは、

転出する前に手続きを行ってください。国外への転出を除き「転出証明書」を交付します。その後、転出先で転入の手続きを行ってください。

■転居届

美深町内で、住所を変更したときは転居した日から14日以内に届出てください。

■問合せ先

役場住民生活課

生活環境グループ
TEL 2・1611(内)121

転入・転出される場合は 上下水道の届け出も忘れずに

転入されたときは、使用開始日・使用者名などをご連絡ください。

転出されるとき(水道の使用を休止するとき)は、事前(1週間前)にご連絡をください。なお、水道は引越しの当日まで使用できます。ご連絡していただく

ことは、住所・お客様の氏名・水道使用者番号・転居される日時・転居先住所・電話番号などです。

また、家を新築されるとき、または家の改築や長期不在などで長い間水道を使用されないときも連絡してください。

■連絡・問合せ先

役場産業施設課管理グループ
TEL 2・1611
(内)148、167

狂犬病予防注射を 必ず受けましょう

平成19年度の犬の登録と狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、生後91日以上の犬を飼っている方は必ず受けてください。

《飼い犬の登録》

新たに犬を飼われた方は、30日以内に登録が必要です。

■登録料／3,000円

※飼い犬の登録は生涯1回となります。

《登録内容の変更届出を》

飼い主の方は、登録した内容に次のような変更が生じたときは、役場に届出をしてください。

○犬が死亡したとき

平成19年度狂犬病予防注射日程

月日	場 所	時 間
4月19日(木)	仁字布コミュニティセンター	13:30~13:35
	東 改 善 セ ン タ ー	14:10~14:30
	南 改 善 セ ン タ ー	14:40~15:00
	川 西 改 善 セ ン タ ー	15:10~15:30
	富 岡 改 善 セ ン タ ー	15:40~15:50
4月20日(金)	吉野地区農作業準備休憩施設	16:00~16:10
	清水地区農作業準備休憩施設	13:35~13:40
	楠 公 民 館	13:45~13:50
	東 北 公 民 館	13:55~14:00
	恩 根 内 セ ン タ ー プ ラ ザ	14:10~14:40
	大 手 改 善 セ ン タ ー	14:50~15:00
4月21日(土)	西 紋 改 善 セ ン タ ー	15:10~15:30
	斑 浜 改 善 セ ン タ ー	15:40~15:45
4月21日(土)	美深町役場北側車庫	9:30~12:00
	美深町リサイクルセンター	13:00~15:00

当日都合の悪い方は、6月29日までに上川北農業共済組合美深支所にて受けてください。

予防注射を受けましょう!



○飼い主の変更があったとき
《狂犬病の予防注射》
狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

■日程／左表のとおり

■対象／生後91日以上の畜犬

■注射料／3,040円

《鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪につけるようにしましょう》

美深町では、放し飼いにされている犬で鑑札などがつけられていない場合は、野犬と見なし処分をしています。自分の愛犬が不幸なことにならないためにも、飼い主の皆さんは十分ルールを守って正しく犬を飼いましょう。

■届出・登録・問合せ先
役場住民生活課
生活環境グループ
TEL 2・1611(内)122

■注射／上川北農業共済組合美深支所 TEL 2・1014

JRからのお知らせ

いつもJR美深駅をご利用いただきましてありがとうございます。「美深～札幌市内間」の特急往復割引きっぷを指定席タイプから自由席タイプに変更して欲しいという多くのお客様からのご要望にお応えしまして、4月1日から「特急自由席往復割引きっぷ」を発売します。

なお、これまでご愛顧頂きました「特急指定席往復きっぷ(Rきっぷ)」「指定席回数券(6枚つづり)」は、3月31日をもって販売を終了させていただきます。



■新しいきっぷの種類

特急自由席往復割引きっぷ…通常の32.5%割引

■販売額 9,360円 (13,860円)

※()は、割引をしない料金

● 問合せ先 ●

JR北海道美深駅 TEL 2・1140

4月から役場の開庁時間が変わります

職員の勤務時間の見直しにより、4月から役場などの開庁時間を「午前8時45分から午後5時30分まで」に変更(3月までは、午前8時45分から午後5時15分まで)しますので、お知らせします。

■対象施設

- ①役場庁舎 ②保健センター ③農業振興センター
④恩根内センタープラザ

3月の物価の動き

品目	単位	本月価格			前月価格 平均	変動 率	前年同月 価格平均
		最低	最高	平均			
玉ねぎ	100g	18.0	24.0	20.9	17.2	3.7	22.9
きゃべつ	100g	15.0	17.9	16.0	14.3	1.7	26.1
さんま	100g	42.1	60.0	49.2	52.2	-3.0	58.4
豚肉	肩肉100g	123.0	124.0	123.5	141.7	-18.2	168.8
砂糖	スズラン印 1kg詰	134.0	189.0	164.8	164.8	0.0	167.5
サラダ油	ポリ1.5l	358.0	597.0	461.0	436.3	24.7	454.3
鶏卵	中玉10個	168.0	188.0	175.5	163.5	12.0	168.0
とうふ	1丁	78.0	92.0	85.5	88.0	-2.5	85.5
しょう油	キッコーマン 1.0l	278.0	313.0	301.8	301.8	0.0	310.3
灯油	配達1l	77.0	77.0	77.0	77.0	0.0	82.0
ガソリン	レギュラー1l	133.0	133.0	133.0	137.0	-4.0	135.0

消費者モニター調 (単位:円)

「物価の動き」は今月号で終了させていただきます。

貸付

町民菜園敷地の貸付をします

今年も町民菜園敷地の貸付を行います。次に該当する方で貸付を希望する方は期日までに申請願います。

■申請期日

4月9日(月)～25日(水)

■場所

農業振興センター南側

■募集区画

1区画 約700㎡
1区画2、5000円

■貸付料金
■申込条件/農業者以外の方
■貸付条件

(ア)管理一切は、借主の責任とします。

(イ)作物は、一般的な野菜物とします。

(ウ)営利を目的とした作物の栽培はできません。

■その他
応募多数の場合は抽選での決定となりますので、その際は結果を後日郵送でお

労働保険年度

更新事務説明会のご案内

■日時 4月20日(金)

午後1時30分～

■場所 名寄市民文化センター
(名寄市西13条南4丁目)

問

名寄労働基準監督署
TEL01654・2・3186

知らせいたします。
■申込み・問合せ先
役場総務課財務グループ
TEL 2・1611(内)161

4月から

「助役」を『副町長』に改称

地方自治法の改正に伴い、4月1日から「助役」の職を『副町長』に改めます。

収入役制度を廃止し『会計管理者』を設置します

4月から

また、このたびの改正により、特別職である「収入役」制度が廃止されるとともに引き続き会計事務の適正な執行を確保するため、会計事務に関しては、一般職の『会計管理者』を設置することが義務化されました。これを受けて、4月1日から、町長が『会計管理者』を選任のうえ、会計事務を行います。

● 問合せ先 ●

役場 総務課 総務グループ TEL2・1611(内)163